

東京大学(駒場Ⅱ)13号館外壁改修工事

Ⅰ 工 事 概 要

1. 工事場所

東京都目黒区駒場4-6-1（東京大学構内）

2. 完成期限

令和9年(2027年)3月12日(金)

3. 建物概要

建物名称・・・	東京大学(駒場Ⅱ) 13号館	
工種・・・	外壁改修	
構造・・・	SRC造	
階数・・・	地上3階、地下1階	
建築基準法による	建築面積(m ²) 延べ面積(m ²)	765m ² 2,987m ²
消防法施行令別表第一の区分	7項	
改修面積 (m ²)・・	外壁・庇改修面積 約3,046m ²	
備考・・・	居ながら改修	

4. 工事種目

・印の付いたものが対象工事種目

建物別及び屋外	工 事 種 別			
工 事 種 目				
○ 2 仮設工事				
○ 3 防水改修工事				
○ 4 外壁改修工事				
・ 5 建具改修工事				
・ 6 内装改修工事				
・ 7 塗装改修工事				
・ 8 耐震改修工事				
・ 9 環境配慮改修工事				
・ プール改修工事				
・ 電気設備工事				
・ 機械設備工事				
・				

5. 指定部分

○ 無 ・ 有 対象部分()
指定部分工期 令和 年 月 日(曜日)

6. 概成工期

・ 無 ○有 令和 9 年 2 月 26 日(金曜日) (1.2.1)[1.2.1]

Ⅱ 工 事 仕 様

1. 共通仕様

(1) 東京大学工事請負契約要領別記第1号工事請負契約基準、現場説明書、図面 12 枚及び本特記仕様書 3 枚によるほか、下記仕様書等のうち、○印の付いたものを適用する。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
- 文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)
- 文部科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科改修仕様書」という。)
- 工事写真撮影要領(令和元年7月)
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)
- 建築工事標準詳細図(令和4年版)

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は()、
機械設備工事の特記仕様書は()による。

2. 特記仕様

(1)本特記仕様書の表記

- 1)項目は、・印の付いたものを適用する。
- 2)特記事項は、・印の付いたものを適用する。
 - ・印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
 - ・印と※印の付いた場合は、共に適用する。
- 3)特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の[]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 4)付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。
5)躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。

(2)特記事項に記載の(())内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の[[]]内表示番号は、文科改修仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

(3)G 印は、『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律』(平成12年法律第100号)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月28日変更閣議決定)」に定める特定調達物品における判断の基準(特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準)を満たすものを示す。

章 項 目

1 各章共通事項

○適用区分

・電気保安技術者、工事用電力設備の保安責任者

(1.3.3～4)[1.3.3～4]

この工事現場に下記いずれかの資格を有する電気保安技術者を選任する。

項 目 名	電気保安技術者
1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	・
2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	・
3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	・
4 旧電気工事技術者検定規定規則による高压電気工事技術者の検定に合格した者	・
5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高压試験に合格した者	・
6 第1種電気工事士の資格を有する者	・
7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	・
8 第2種電気工事士以上の資格を有する者	・
9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	・

工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。

○施工条件

この工事現場では、次の施工条件による。(1.3.5)[1.3.5]

・本工事は建物を利用しながらの工事なので、建物使用者の安全等に十分を配慮する

・騒音を伴う工事を行う場合は工程および対策について事前に監督職員と協議する

・A-12参照

○発生材の処理等

(1)引渡しを要するもの(1.3.11)[1.3.12]

1)品名 引渡し先 集積場所

(2)特別管理産業廃棄物

1)品名 処理方法

(3)現場において再利用を図るもの

1)品名 使用箇所

(4)再資源化を図るもの

1)品名 ・建設発生土 受入場所

2)品名

(5)その他発生材については、標準仕様書に従い、適切に処理する。

○環境への配慮

(1.4.1)[1.4.1]

1)建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に次の①から④を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
- ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
- ③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-nブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く)が添加されていない材料を使用する。
- ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。

○材料の品質等

(1.4.2)[1.4.2]

1)本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。

2)備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。

3)標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

4)本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料(外部機関が発行する証明書の写し等)を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

- ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③ 安定的な供給が可能であること。
- ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

5)製造業者等に関する資料の提出を求める材料

・材料の検査等

(1.4.4)[1.4.4]

材料名	備考

・石綿含有建材の調査

[1.5.1]

調査

※石綿含有建材の事前調査

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。

貸与資料()

・分析による石綿含有建材の調査

分析対象

アクチノライト、アモサイト、アンソファライト、クリソタイル、クロシドライト、トリモライト

分析方法

材料名	定性分析方法 (JIS A 1481-1)または (JIS A 1481-2)	定量分析方法 (JIS A 1481-3)、 (JIS A 1481-4)または (JIS A 1481-5)
	・ (箇所)	・ (箇所)
	・ (箇所)	・ (箇所)
	・ (箇所)	・ (箇所)

サンプル数 1箇所あたり3サンプル

採取箇所

・図示による ・

○技能士

(1.5.2)[1.7.2]

適用工事種別	技能検定の種別
仮設工事	・ とび
鉄筋工事	
コンクリート工事	
鉄骨工事	
ブロック・ALCパネル工事	
PCカーテンウォール工事	
防水工事	
石工事	
タイル工事	・ タイル張り
木工事	
屋根、とい工事	
金属工事	
左官工事	・ 左官
建具工事	
塗装工事	
内装工事	
植栽工事	

(1.5.5)[1.7.5]

標準仕様書等に定めがあるもの以外で、次に示す施工については、監督職員の検査を受ける。

検査等を行う施工	備考
・レンガタイル焼き完了時	
・改修項目R1,R2完了時	
・足場解体前	
・その他監督員が必要を認めた段階	

(1.5.7)[1.7.7]

標準仕様書等に定めがあるもの以外で、次に示す工事段階及び事項については、監督職員の立会いを受ける。

施工の立会いを行う工程	備考

・施工の立会い

・化学物質の濃度測定

(1.5.10)[1.7.10]

測定対象化学物質	指針値(両単位を換算は、25℃の場合による。)
ホルムアルデヒド	100 μ g/m ³ (0.08ppm)以下
トルエン	260 μ g/m ³ (0.07ppm)以下
キシレン	200 μ g/m ³ (0.05ppm)以下
エチルベンゼン	370 μ g/m ³ (0.085ppm)以下
スチレン	220 μ g/m ³ (0.05ppm)以下

(2)測定対象室及び測定箇所数は以下表による。

様名称	階	室名	採取本数

(3)測定方法は、(・吸引方式(アクティブ法)・拡散方式(パッシブ法))により行う。

(4)文部科学省の「学校環境衛生基準」に基づき、採取は室内の温度が高い時期に行い、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上行う。

(5)測定結果が指針値を超えていた場合は、発生源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定し、基準値以下であることを確認してから引渡しを行う。

(1.7.1～3)[1.9.1～3]

次の図書を監督職員に提出する。また、それらを本工事事目的物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。

1)完成図

・CADデータ(電子納品)及び電子データ(PDF形式)

・A3版原図 1部

・A1版原図 部

・A3複写図(製本) 3部

・A1複写図(製本) 部

2)保全に関する資料

・電子データ(PDF形式)

・A4ファイル綴じ 部

○完成時の提出図書

2 仮設工事

・騒音・粉じん等の対策

[2.1.3]

○足場等

[2.2.1][表 2.2.1]

「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。

外部足場

○設置する

(設置範囲 工事に必要な範囲 ・図示による

・設置しない

防護シート

○設置する

(設置範囲 工事に必要な範囲 ・図示による

・設置しない

3)工事写真(「工事写真撮影要領」による。)

・原本(電子媒体)

・アルバム(紙又は電子媒体) 3部

4)完成写真

工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。

撮影部位及び箇所数	形式・サイズ	提出セット数	画素数及び画質等	撮影者
外観正面()箇所	・電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)		4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者
	・カラー印刷紙キャビネ判			
	・カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ(注)			
	・カラー木製パネル半切(324×400mm)			
上記と異なる外部：箇所 内部：箇所	・電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)			
	・カラー印刷紙キャビネ判			
	・カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ(注)			
外部：箇所 内部：箇所 程度	・電子データ(JPEGフルカラー)		1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意
	・カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ			

(注)のアルバムは併せて作成する。

電子納品は次の規定に従うものとする。

1) 貸与する設計図のCADデータは以下による。

著作者名： _____

ファイル形式： _____

貸与条件：貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用しないこと。

2) 完成写真の撮影に関する著作権の権利等については(次のi)及びii)によることとし、受注者は撮影者等との契約に当たってもそれらの承諾を条件とする。

i) 提出された写真は、国が行う事務及び国が認めた用途に関して、無償で利用することができるものとする。この際、著作者名を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。

ii) 受注者及び撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真(提出していないものを含む。)及びその改変物、複製物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

3) 電子納品の対象は上記によるほか、監督職員と受注者で協議を行う。

4) 電子成果品は、提出前にウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。

5) 提出方法及びファイル形式は以下による。

電子媒体：CD-R又はDVD-R

CADデータ：JWW、DXF及びPDF

上記の他、監督職員が認めた形式

工事区分表による。これにより難い場合は監督職員と協議する。

あと施工アンカー工事

6章および8章による

コア抜き、はつり工事等

※既存資料調査

・探査機(電磁波レーダー法又は電磁波誘導法)による探査

配管・配線等の位置の墨出しを行う範囲

※図示による ・

・放射線透過試験

労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」(昭和47年労働省令第41号)等に定めるところによるほか、次にによる。

1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。

2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。

3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。

4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。

5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。

撮影枚数 枚

フィルムサイズ

コンクリート厚さ cm

・既存躯体に穿孔する場合に、金属探知により電源供給が停止できる付属装置を用いる。

特記事項

訂正

・

・

・

・

・

・

業務名称

東京大学駒場Ⅱキャンパス先端科学研究センター13号館外壁改修工事(仮称) 設計業務

工事名称

東京大学(駒場Ⅱ)13号館外壁改修工事

図面名称

改修特記仕様書1

縮尺

年度

R8

図面番号

T01

東京大学

東京大学施設部

部長

課長

副課長

係長

担当

3

防水改修工事

・シーリング

シーリング改修工法の種類

・シーリング充填工法

○シーリング再充填工法

・拡幅シーリング再充填工法

・ブリッジ工法

ボンドブレイカー張り

・適用する　・適用しない

エッジング材張り

・適用する　・適用しない

シーリング材の種類、施工箇所

下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類(記号)
外壁開口部四周	変成シリコン系(MS-2)

仕上げを行わない施工箇所

・図示による　・

シーリング材の目地寸法

※改修標準仕様書3.7.3(1)による

・図示による　・

接着性試験

※簡易接着性試験

・引張接着性試験

4

外壁改修工事

○施工数量調査

調査範囲

○外壁改修範囲

・図示による

調査内容

ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の拳動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。

コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。

塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

既存部分の破壊を行った場合の補修方法

・図示による　・

調査報告書(提出部数○?部　　・　　)

4-2

外壁改修工事

○ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法

[4.1.4][4.3.5、6、7、8]			
工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(mL/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300	・130
			・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100	・40
			・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上～0.5未満	・100～200	・70
			・
	0.5以上～1.0未満	・150～250	・130
			・

注入状況の確認方法

※コアの抜き取りを行う

抜き取り個数

※長さ500mmごと及びその端数につき1個

抜き取り部の補修方法

※図示による　・

・Uカットシール材充填工法

・シーリング材

充填材料の種類

※1)成形材又は2)成形ポリウレタン系

・

シーリング材のうにポリマーセメントモルタル(性能、試験方法は別表による)の充填

・行う　・行わない

・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法

・パテ状エポキシ樹脂

・可とう性エポキシ樹脂

4-3

外壁改修工事

○タイルの形状、寸法等

タイルの形状、寸法等

[4.4.5、8]													
施工箇所	形状/寸法 (mm)	表裏の 区分	図面等による			おたぐすり			役物	色		耐凍害性	耐汚
			適用	1種	2種	3種	4種	5種		無	有		
タイル貼A	平小口　108×60×8t	・	・	○	・	・	○	・	・	・	○	・	・
タイル貼B	L型　60×60×60×8t	・	・	・	・	・	・	・	・	・	○	・	・
タイル貼C	コ型　60×108×60×60×8t	・	・	○	・	・	○	・	・	・	○	・	・
水切りレンガ	A10図による	・	・	○	・	・	○	・	・	・	○	・	・
まぐさレンガ	A10図による	・	・	・	・	・	○	・	・	・	○	・	・

○タイルA、B、Cは特注品スクラッチタイル(既存タイル同等の色、仕上げ)

○タイルB、C(役物タイル)は平物の接着程度とする

○水切りレンガ、まぐさレンガは特注品　TB-WT工法　(東京ブリック)同等品

見本焼き

○行う(施工箇所:　　　　　)　・行わない

試験張り

・行う(範囲、仕様等は図示による)　・行わない

・樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(mL/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300	・130
			・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100	・40
			・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上～0.5未満	・100～200	・70
			・
	0.5以上～1.0未満	・150～250	・130
			・

注入状況の確認方法

※コアの抜き取りを行う

抜き取り個数

※長さ500mmごと及びその端数につき1個

抜き取り部の補修方法

・図示による　・

○ひび割れタイルは撤去し、
部分張り替え(R7～9の場合)、またはモルタル成形(R10.10-2の場合)とする

[4.1.4][4.4.5、7、8]

○タイル部分張替え工法

接着剤の種類

・ポリマーセメントモルタル(性能、試験方法は別表による)

・JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコン樹脂系

・タイル張替え工法

張替え用材料

・接着剤JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコン樹脂系

・張付けモルタル　・現場調査材料　・既調合モルタル

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置

※改修標準仕様書表4.4.2による

・図示による

外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整剤塗りの接着力試験

・行う　・行わない

・セメントモルタルによるタイル(セラミックタイル)張り

下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理

・目荒し工法(改修標準仕様書4.3.10(3)による)

・

タイル張りの工法

・外装タイル

・密着張り　・改良圧着張り

・ユニットタイル

・マスク張り　・モザイクタイル張り

シーリング　改修特記仕様書3章　防水改修工事による。

・有機系接着剤によるタイル(セラミックタイル)張り

モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理

・目荒し工法(改修標準仕様書4.3.10(3)による)

・

シーリング材の種類

打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地

※ポリウレタン系シーリング材

・

伸縮調整目地その他の目地

※変成シリコン系シーリング材

・

シーリングのその他事項は、改修特記仕様書3章　防水改修工事による。

目地詰め(※行う　・行わない)

4-4

外壁改修工事

○欠損部改修工法

・充填工法

・エポキシ樹脂モルタル

○ポリマーセメントモルタル(性能、試験方法は別表による)

・モルタル塗替え工法

・現場調査材料

(セメントは改修特記仕様書8-2　コンクリート工事による)

・既調合材料(　　　　　)

既製目地材

・使用する(形状　・図示による　・　　　)

仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置

※図示による　・

4-5

外壁改修工事

○欠損部改修工法

○浮き部改修工法

○浮き部改修工法

○浮き部改修工法

特記事項

訂正	
・	
・	
・	
・	
・	

業務名称

東京大学駒場Ⅱキャンパス先端科学研究センター13号館外壁改修工事(仮称)　設計業務

一級建築士事務所第12399号　香山建築研究所　一級建築士第65408号　長谷川祥久

印

工事名称

東京大学(駒場Ⅱ)13号館外壁改修工事

図面名称

改修特記仕様書2

東京大学施設部

部長	課長	副課長	係長		担当

縮尺

年度

R8

図面番号

T02

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

○目地改修工法

<

4-4

外壁改修工事

塗り仕上げ外壁

・既存塗膜等の除去、
下地処理及び下地調整

・下地調整塗材

・仕上塗材仕上げ

[4.5.4]

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	※既存仕上げ面全体 ・図示による	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
○高圧水洗工法	※既存仕上げ面全体 ・図示による	
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体 ・図示による	
・水洗い工法	※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上全面 ・図示による	

[4.5.2]

※下地調整塗材
・ポリマーセメントモルタル(品質・性能、試験方法は別表による)

[4.1.5][4.5.2][表4.5.1]

新規仕上塗材の種類
・薄付け仕上塗材

種類(呼び名)	仕上の形状	工法	防火材料
・			・
・			・

・厚付け仕上塗材

種類(呼び名)	仕上の形状	工法	上塗り	防火材料
・			・適用する	・
・			・適用する	・

・複層仕上塗材

種類(呼び名)	仕上の形状	工法	上塗材の種類	耐候性	防火材料
・			樹脂 ※アクリル系 ・ 外観 ※つやあり ・ <i>マトリック</i> ・ 溶媒 ※水系 ・	※耐候形3種 ・	・
・					

・可とう形改修用仕上塗材

種類(呼び名)	仕上の形状	工法	上塗材の種類	耐候性	防火材料
○可とう形改修塗材E	○ゆず肌状	○ローラー	樹脂 ○アクリル系 外観 ○半つや 溶媒 ○水性	・耐候形1種 ・耐候形2種 ○耐候形3種	・
・					

・マステック塗材塗り

[4.1.5][4.6.2][表4.6.1]

改修標準仕様書4.6.2による

・外壁用塗膜防水材塗り

[4.1.5][4.7.2,3][表4.7.1]

仕上の形状
・
工法
・
仕上塗料の耐候性
・
下地劣化緩衝材の適用
・適用する
・適用しない
コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修特記仕様書4章 外壁改修工事(コンクリート打ち放し仕上げ外壁改修)による。
モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修特記仕様書4章 外壁改修工事(モルタル塗り仕上げ外壁改修)による。

吹付け工法の仕様材の種類
・
(・所要量 (kg/㎡))

外壁用仕上塗料の種類
・
(・所要量 (kg/㎡))

既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、改修特記仕様書4章 外壁改修工事(塗り仕上げ外壁等改修)による。

7

塗装改修工事

・材料

○下地調整

○素地ごしらえ

○錆止め塗料塗り

[7.1.3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
防火材料
※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする。(箇所:)

[7.2.1～7]

塗替えRB種の場合の既存塗膜の除去範囲
※劣化部分は除去し、活膜部分は残す
・図示による
・
既存錆止め塗料の鉛含有量調査
・行う(箇所)
○行わない
下地調整

下地面の種類	下地調整の種類 塗替え	ひび割れ部の補修
木部	※不透明塗料塗りの場合はRB種 ・	—
鉄鋼面	※RB種 ・	—
亜鉛めっき鋼面	※RB種 ・	—
亜鉛めっき鋼面(鋼製建具等)	※RB種 ・	—
モルタル面及び せつこうプaster面	※RB種 ・	・行う ・行わない
コンクリート面(DP以外)、 ALC/パネル面	※RB種 ・	・行う ・行わない
押出成形セメント板面	・RA種 ・RB種 ・RC種	・行う ・行わない
コンクリート面(DP)	・RB種 ・RC種	・行う ・行わない
せつこうボード面及び その他ボード面	※RB種 ・	—

[7.3.2～7]

下地面等		種別	
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種	・B種
	透明塗料塗りの場合	※B種	・A種
鉄鋼面(DP以外)		※C種	・A種 ・B種
鉄鋼面(DP)		※B種	・A種 ・C種
亜鉛めっき鋼面	(鋼製建具等以外)	・A種	・B種
	(鋼製建具等)	※B種	
モルタル面及びプaster面		※B種	・A種
コンクリート面(DP以外)及びALC/パネル面		※B種	・A種
押出成形セメント板面及びコンクリート面(DP)		・A種	・B種
コンクリート面(DPのみ)		※B種	・A種
せつこうボード面及びその他ボード面		※B種	・A種

[7.4.2, 3]

錆止め塗料塗りの種別

素地面	塗装の種類	塗料の種類	工程の種類
鉄鋼面	SOP (工程の種類は表7.4.3)	塗替え	As種 ※C種 ・
		新規見え掛り	As種 ※A種 ・
		新規見え隠れ	As種 ※B種 ・
	EP-G (工程の種類は表7.4.3)	塗替え	※Bs種 ・As種 ※C種 ・
鉄鋼面	EP-G (工程の種類は表7.4.3)	新規見え掛り	※Bs種 ・As種 ※A種 ・
		新規見え隠れ	※Bs種 ・As種 ※B種 ・
		7.4.2(1)(イ)(b)による。	・B種(下地調整RB種) ・C種(下地調整RC種)
	DP (工程の種類は表7.4.4)	塗替え	7.4.2(1)(イ)(a)による。 ・A種
鉄鋼面	SOP (工程の種類は表7.4.5)	塗替え	※Az種 ・Bz種 ※C種 ・
		新鋼製建具等	※Az種 ・Bz種 ※A種 ・
		規,その他	※Bz種 ・ ※B種 ・
	EP-G (工程の種類は表7.4.5)	塗替え	Cz種 ・ ※C種 ・
鉄鋼面	EP-G (工程の種類は表7.4.5)	新鋼製建具等	Cz種 ・ ※A種 ・
		規,その他	Cz種 ・ ※B種 ・
		塗替え	Bz種 ・ —
	DP (工程の種類は表7.4.6)	新規	Bz種 ・ —

○塗装

その他

[7.5.2～7.13.2]

塗装の種類	塗装面	工程	
		塗替え	新規
・合成樹脂調合ベ イント塗り(SOP)	木部屋外	※B種 ・	※A種 ・
	木部屋内	※B種 ・	※B種 ・
	鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※A種 ・	※B種 ・
※1種 ・2種	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)	※B種 ・	※B種 ・
		※B種 ・A種 (着色塗料の種類:)	※B種 ・A種 (着色塗料の種類:)
・クリヤラッカー塗り(CL)		※B種 ・A種	※B種 ・A種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		※B種 ・A種	※B種 ・A種
○耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面 上塗り等級(1)級	○B種	—
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級()級	・	—
	コンクリート面及び押出成形 セメント板面	・	・A-1種 ・ ・B-1種 ・ ・C-1種 ・
		※B種 ・	※B種 ・A種
・つや有合成樹脂 エマルションペ イント塗り(EP-G)	コンクリート面等	※B種 ・	※B種 ・A種
	屋内の木部	※B種 ・	※A種 ・
	屋内の鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種
	屋内の亜鉛めっき面	※A種 ・	※A種 ・B種
・合成樹脂エマルションベイント塗り(EP)		※B種 ・	※B種 ・A種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)		※B種 ・	・A種 ・B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※B種 ・	※B種 ・A種
・ビグメントステイン塗り			
・木材保護塗料塗り(WP)		※B種 ・A種	※B種 ・A種

つや有合成樹脂エマルションベイント塗り(コンクリート面、モルタル面、せつこうプaster面、せつこうボード面、その他ボード面)の塗替えの場合のしき止め
※B種又はC種の場合は、改修標準仕様書表7.9.1の工程1の下塗りをしき止めシーラーとする
・
合成樹脂エマルションベイント塗りの塗替えの場合のしき止め
※B種又はC種の場合は、改修標準仕様書表7.10.1の工程1の下塗りをしき止めシーラーとする
・
高日射反射率塗料塗りG
下地調整(改修標準仕様書・表7.2.2・表7.2.3)
※RB種・RA種・RC種

工程	塗料その他				塗付け量 (kg/㎡)
	規格番号	規格名称	種類	等級	
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射 反射率塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による

クリヤラッカー塗りA種の工程2の適用
・適用しない
・適用する(着色剤:・溶剤系着色剤・油性染料着色剤)
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用
・適用する
・適用しない

○接着系アンカー及び金属系アンカーは1箇所ずつ、引張、せん断耐力試験をおこなったうえ
計算書を監督員に提出する

特記事項

訂正

業務名称

東京大学駒場Ⅱキャンパス先端科学研究センター13号館外壁改修工事(仮称) 設計業務

工事名称

東京大学(駒場Ⅱ)13号館外壁改修工事

一級建築士事務所第12399号 香山建築研究所 一級建築士第65408号 長谷川祥久

印

図面名称

改修特記仕様書3

縮尺

年度

R8

図面番号

T03

概要図

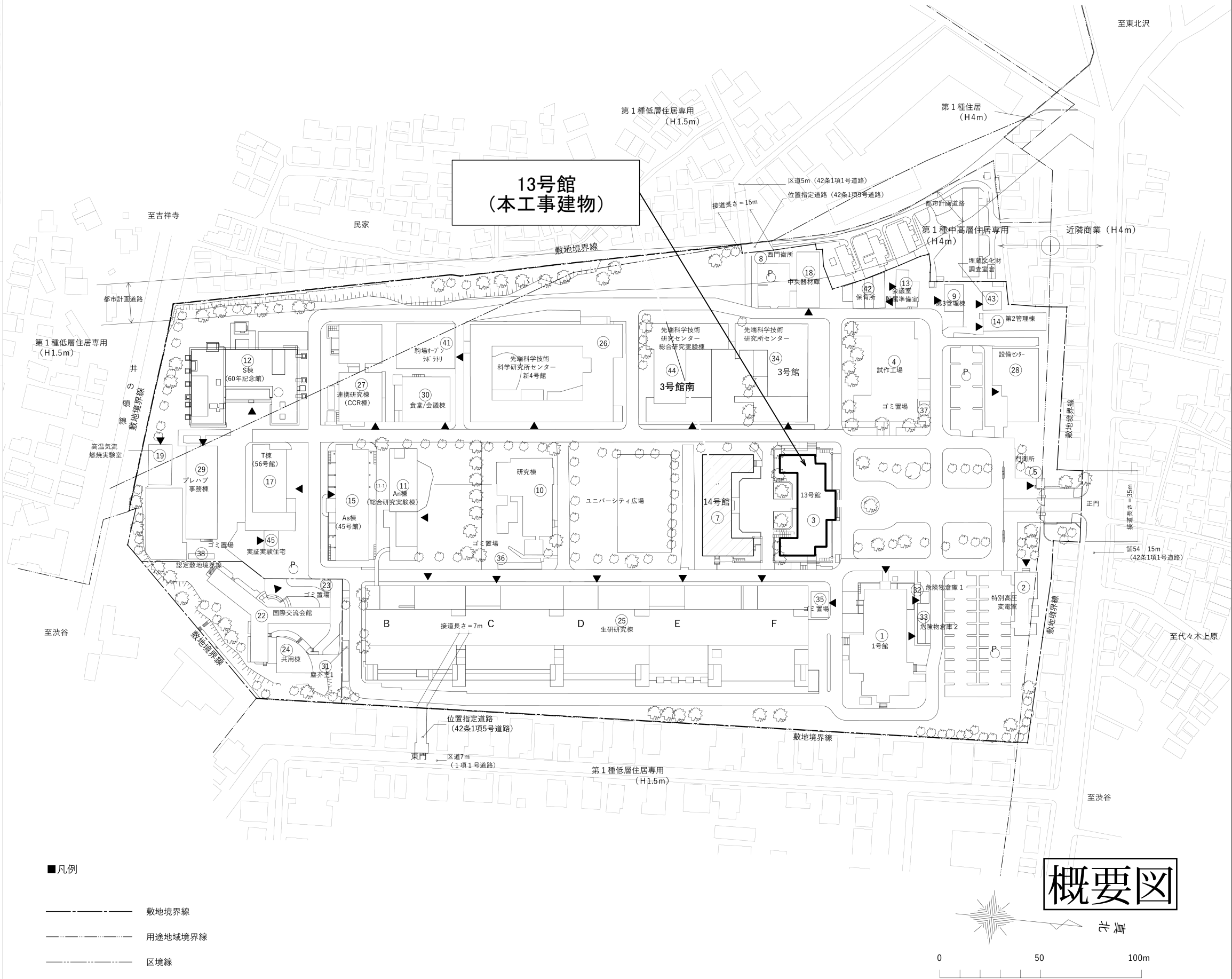


■案内図

■敷地概要

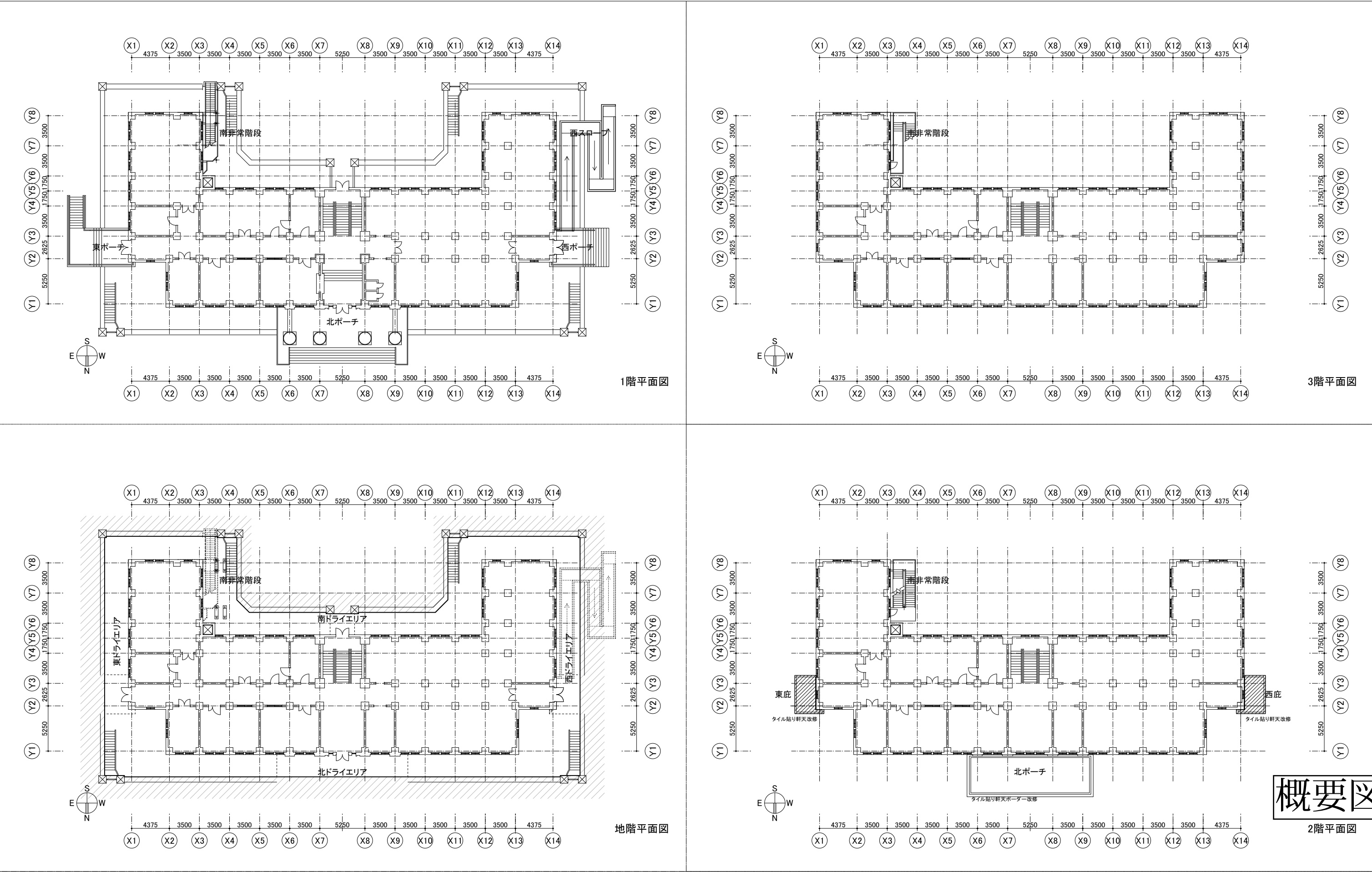
- ・住所：東京都目黒区駒場4-6-1（東京大学構内）
- ・敷地面積：101,018㎡
- ・地域地区：第一種中高層住居専用地域／近隣商業地域
- ・防火指定：準防火地域

■配置図（東京大学駒場Ⅱキャンパス構内図）S=1/1000



概要図

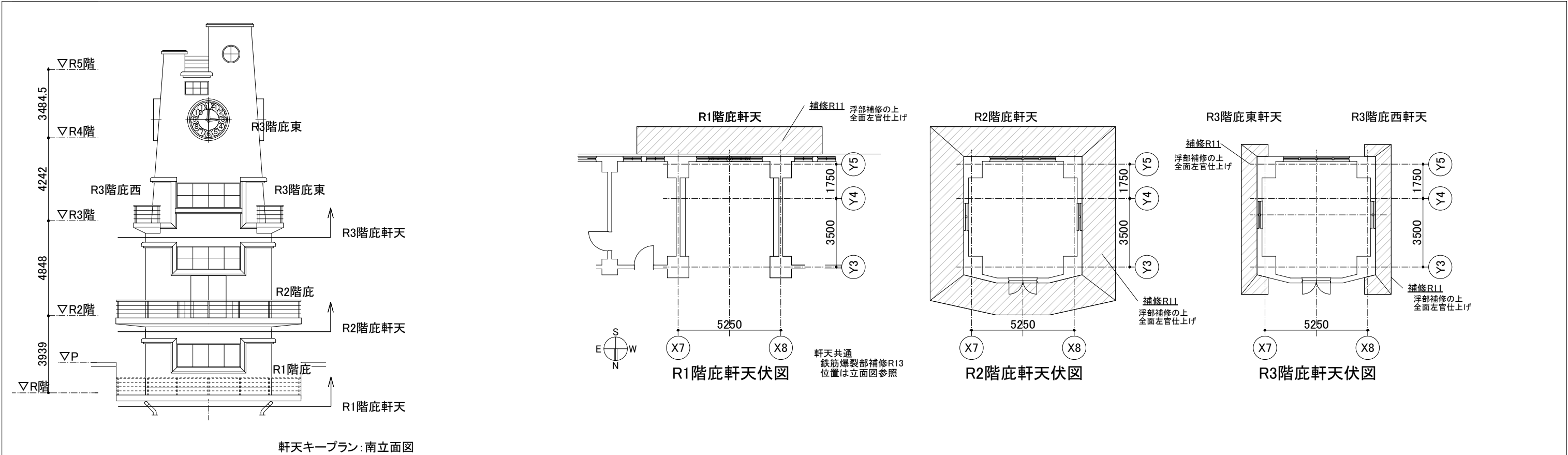
特記事項		業務名称		工事名称		東京大学施設部		
訂正		東京大学駒場Ⅱキャンパス先端科学研究所センター13号館外壁改修工事(仮称) 設計業務		東京大学(駒場Ⅱ)13号館外壁改修工事		 東京大学 The University of Tokyo		
..		一級建築士事務所第12399号 香山建築研究所 一級建築士第65408号 長谷川祥久		印	図面名称 敷地概要・案内図・配置図	縮尺 1/1000(A1),1/2000(A3)	年度 R8	図面番号 A01
..								
..								
..								
..								
..								



概要図

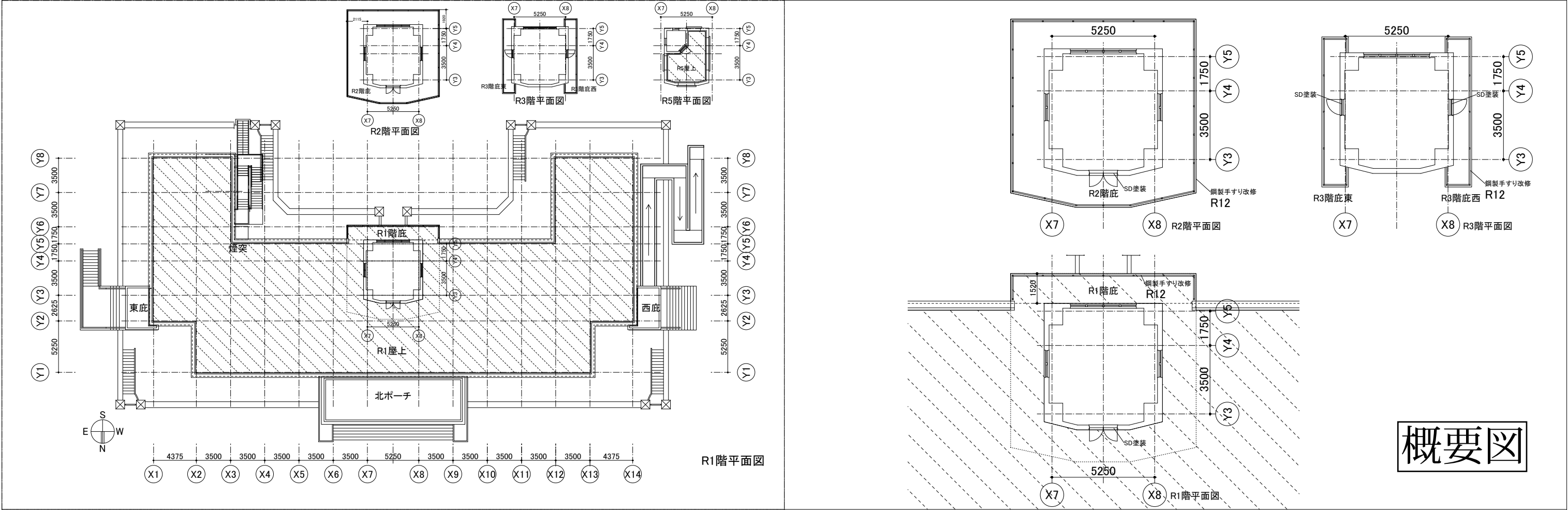
地階～2階平面図 縮尺1/200(A1)1/400(A3)

特記事項		業務名称 東京大学駒場Ⅱキャンパス先端科学研究センター13号館外壁改修工事(仮称) 設計業務		工事名称 東京大学(駒場Ⅱ)13号館外壁改修工事		東京大学施設部				
						部長 課長 副課長 係長 担当				
						東京大学				
訂正		一級建築士事務所第12399号 香山建築研究所 一級建築士第65408号 長谷川祥久		印	図面名称 地階～3階平面図	縮尺 1/200(A1),1/400(A3)	年度 R8	図面番号 A03		



軒天キープラン: 南立面図

R1階～R3階軒天伏図 縮尺1/100(A1)1/200(A3)



R1階～R5階平面図 縮尺1/200(A1)1/400(A3)

R1階、R2階、R3階平面図 縮尺1/100(A1)1/200(A3)

概要図

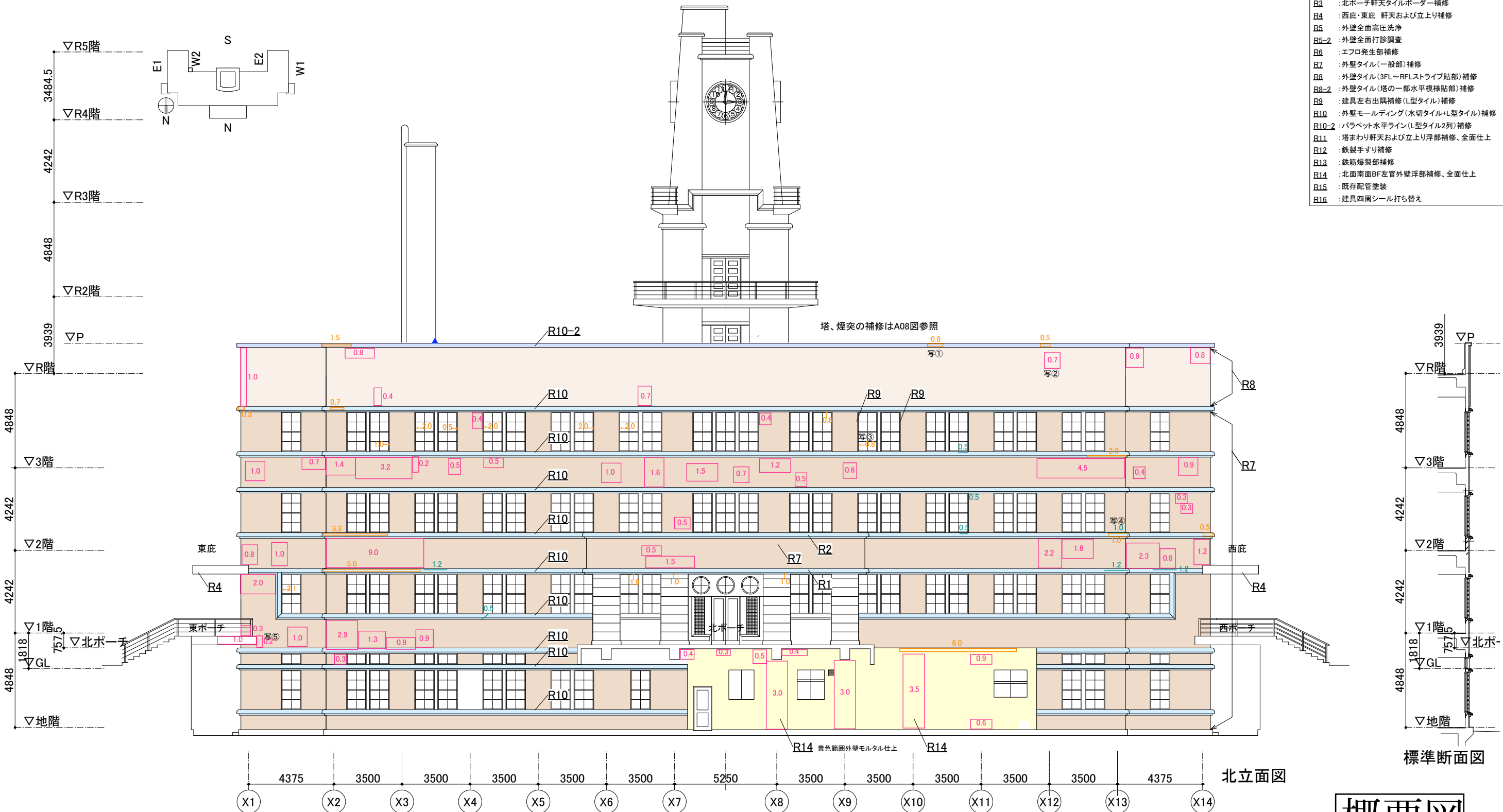
特記事項		業務名称		工事名称		東京大学施設部	
訂正		東京大学駒場Ⅱキャンパス先端科学研究センター13号館外壁改修工事(仮称) 設計業務		東京大学(駒場Ⅱ)13号館外壁改修工事		部長 課長 副課長 係長 担当	
		一級建築士事務所第12399号 香山建築研究所 一級建築士第65408号 長谷川祥久		図面名称		縮尺	
		印		R1階～R5階平面図 R1階～R3階底軒天伏図		1/200(A1),1/400(A3)	
						年度	
						R8	
						図面番号	
						A04	

立面図凡例				
2018年外壁調査結果凡例				
一般部浮き	m2	□	→	赤
狭幅部浮き	m	□	→	橙
クラック	m	／	→	緑
爆裂・欠損	箇所	▲	→	青

*1 「→」は各不良部が立面図で表記できない側面・上裏・天端部分を表す
*2 ▲2は▲(100×100)の2倍分の大きさを表す

改修項目記号

R1 : 北ポーチ下部モルディング改修
R2 : 北ポーチ上部モルディング改修
R3 : 北ポーチ軒天タイルボーダー補修
R4 : 西庇・東庇 軒天および立上り補修
R5 : 外壁全面高圧洗浄
R5-2 : 外壁全面打診調査
R6 : エフロ発生部補修
R7 : 外壁タイル(一般部)補修
R8 : 外壁タイル(3FL～RFLストライプ貼部)補修
R8-2 : 外壁タイル(塔の一部水平模様貼部)補修
R9 : 建具左右出隅補修(L型タイル)補修
R10 : 外壁モルディング(水切タイル+L型タイル)補修
R10-2 : パラペット水平ライン(L型タイル2列)補修
R11 : 塔まわり軒天および立上り浮部補修、全面仕上
R12 : 鉄製手すり補修
R13 : 鉄筋爆裂部補修
R14 : 北面南面BF左官外壁浮部補修、全面仕上
R15 : 既存配管塗装
R16 : 建具四周シール打ち替え



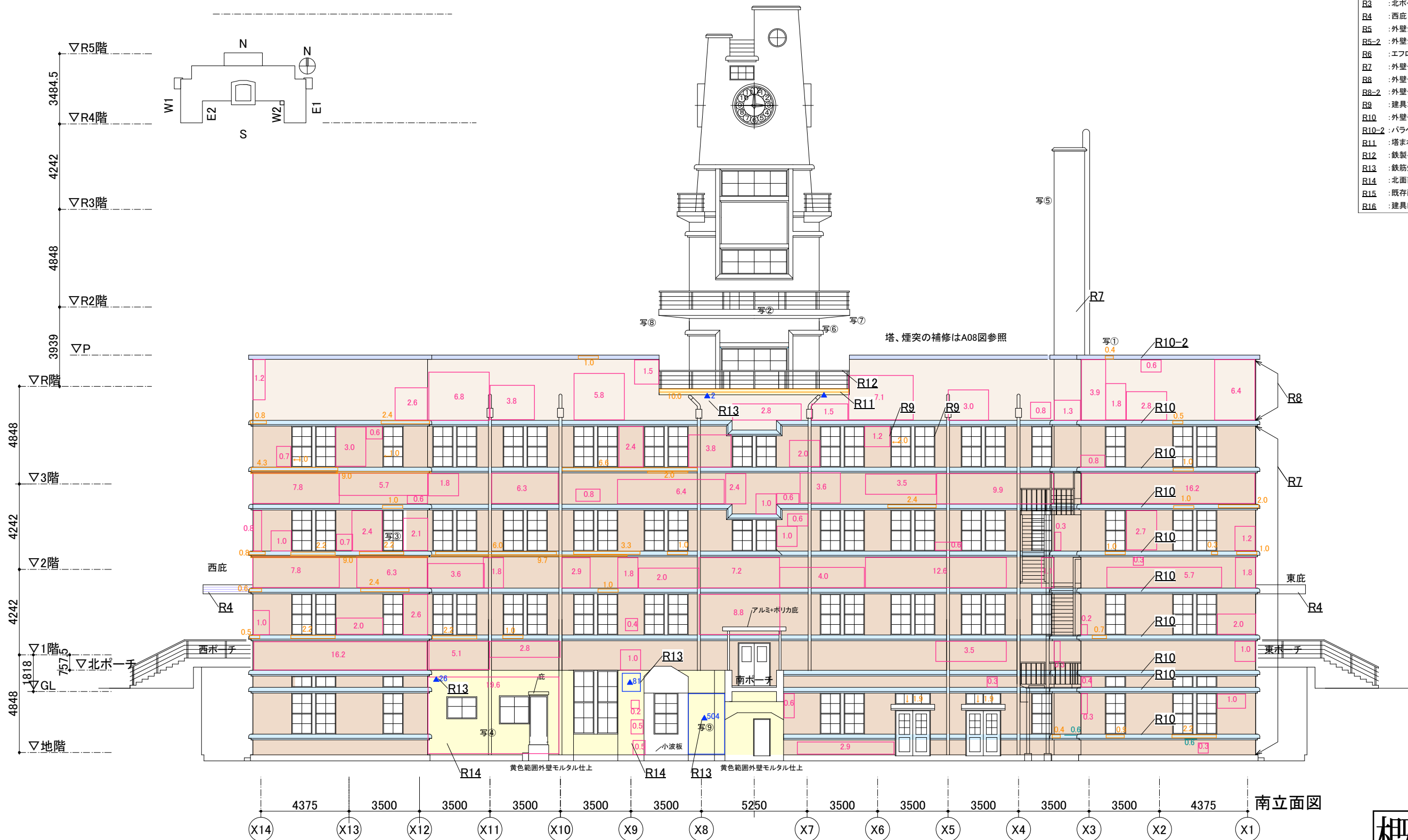
概要図

特記事項		業務名称		工事名称		東京大学施設部	
訂正		東京大学駒場Ⅱキャンパス先端科学研究センター13号館外壁改修工事(仮称) 設計業務		東京大学(駒場Ⅱ)13号館外壁改修工事		部長	課長
・		一級建築士事務所第12399号 香山建築研究所 一級建築士第65408号 長谷川祥久		図面名称		副部長	係長
・		印		縮尺		年度	図面番号
・				北立面図		1/100(A1),1/200(A3)	R8
・							A05
・							
・							

立面図凡例			
2018年外壁調査結果凡例			
一般部浮き	m2	→	赤
狭幅部浮き	m	→	橙
クラック	m	→	緑
爆裂・欠損	箇所	→	青

*1 「→」は各不良部が立面図で表記できない
側面・上裏・天端部分を表す
*2 ▲2は▲(100×100)の2倍分の大きさを表す

- 改修項目記号
- R1 : 北ポーチ下部モールディング改修
 - R2 : 北ポーチ上部モールディング改修
 - R3 : 北ポーチ軒天タイルボーダー補修
 - R4 : 西庇・東庇 軒天および立上り補修
 - R5 : 外壁全面高圧洗浄
 - R5-2 : 外壁全面打診調査
 - R6 : エプロ発生部補修
 - R7 : 外壁タイル(一般部)補修
 - R8 : 外壁タイル(3FL~RFLストライプ貼部)補修
 - R8-2 : 外壁タイル(塔の一部水平模様貼部)補修
 - R9 : 建具左右出隅補修(L型タイル)補修
 - R10 : 外壁モールディング(水切タイル+L型タイル)補修
 - R10-2 : パラペット水平ライン(L型タイル2列)補修
 - R11 : 塔まわり軒天および立上り浮部補修、全面仕上
 - R12 : 鉄製手すり補修
 - R13 : 鉄筋爆裂部補修
 - R14 : 北面南面BF左官外壁浮部補修、全面仕上
 - R15 : 既存配管塗装
 - R16 : 建具四周シール打ち替え



概要図

特記事項		業務名称		工事名称		東京大学施設部	
訂正		東京大学駒場Ⅱキャンパス先端科学研究センター13号館外壁改修工事(仮称) 設計業務		東京大学(駒場Ⅱ)13号館外壁改修工事		部長	課長
...		一級建築士事務所第12399号 香山建築研究所 一級建築士第65408号 長谷川祥久		図面名称		縮尺	年度
...				南立面図		1/100(A1),1/200(A3)	R8
...						図面番号	
...						A06	

